

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、美濃市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年11月28日

岐阜県知事 古田 肇

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
美濃市	令和7年 1月23日 (木)	午前10時から 午後3時まで	J Aめぐみの 美濃支店 (美濃市中央8-71)	市内全域
	1月24日 (金)	午前10時から 正午まで	J Aめぐみの 美濃支店 (美濃市中央8-71)	市内全域